

【別紙】

糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第20条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、郡山市田村町糠塚地区の山中に、国内で需要の逼迫している産業廃棄物最終処分場を新規に設置しようとするものであり、多くの実績のある管理型埋立法及び準好気埋立法を採用しているが、生活環境及び自然環境において影響の生じる場合も予想されることから、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用する等、事業実施による環境影響を最大限低減すること。
- (2) 本計画施設は長期間にわたって使用されることが想定されていることから、供用中は適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。
- (3) 本事業計画の環境影響評価については、降雨強度を過去20年間で決めているが、この2～3年間過去に経験のない降雨の仕方があり、毎時30～100mmに達する降雨も発生しているため、関係環境影響評価項目の予測及び評価に当たり、降雨強度は必要に応じて最新の計測値に入れ替えて、見直すこと。
- (4) 本事業の実施に当たっては、事業の内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧の説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受ける等して、事業実施について十分な理解を得るとともに、環境影響評価準備書に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置は確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表する等、積極的な情報公開に努めること。

なお、これまでの周辺地域住民等に対する説明の経緯、状況及び今後の計画について、事業者側において自主的に行ったもの及び行うものを含め評価書において具体的に説明を加えること。

また、当該の事業者は、関係基礎自治体と環境の保全を内容とする協定を締結し、その内容を遵守すること。

- (5) 今後、事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を講じること。

なお、工事中又は供用中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合には、相当の環境保全措置を追加すること。

また、事業実施まで長期間を要する場合は、対象事業実施区域及びその周辺の社会環

境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

2 大気質について

本事業の実施に当たっては、相当大規模な土地の形質の変更等が想定されていることから、工事用資材の搬出入による場合等を含め発生する窒素酸化物、粉じん等については、最大限低減し、周辺地域住民の生活に影響が及ぶことのないようにすること。

なお、実施する可能性があるとしている発破作業及び仮設発電機の設置について、窒素酸化物、粉じん等の発生による周辺環境への影響が懸念されることから、各実施の有無の検討を加え、必要に応じて調査、予測及び評価を追加すること。

また、本事業の実施に伴う車両の運行について、対象事業実施区域外での車両の一時待避所等の設置を検討している場合は、当該位置を明らかにし、それらによる大気質に係る影響の調査、予測及び評価を追加し、その結果を具体的に環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。

3 騒音、振動及び低周波音について

対象事業実施区域及びその周辺は元来閑静な地域であることから、本事業の実施に伴い発生することが想定される騒音、振動及び低周波音（以下「騒音等」という。）については、工事用資材の搬出入による場合等を含め周辺地域住民の生活の支障となることのないよう、確実に対策を実施すること。

なお、実施する可能性があるとしている発破作業及び仮設発電機の設置について、騒音等の発生による周辺環境への影響が懸念されることから、各実施の有無の検討を加え、必要に応じて調査、予測及び評価を追加すること。

また、本事業の実施に伴う車両の運行について、対象事業実施区域外での車両の一時待避所等の設置を検討している場合は、当該位置を明らかにし、それらによる騒音等に係る影響の調査、予測及び評価を追加し、その結果を具体的に評価書に記載すること。

4 悪臭について

本事業計画は新規に産業廃棄物最終処分場の設置を想定するものであり、対象事業実施区域に近接する住宅も存在していることから、計画施設の稼働中、悪臭による影響が懸念されるため、その影響が周辺地域住民の生活等に及ぶことのないよう、即日覆土の励行等の対策を確実に実施すること。

5 地盤について

対象事業実施区域は花崗岩の分布する範囲内にあり、施工対象の岩盤が現状では硬固若しくは安定性に関して十分な強度を呈していたとしても、露出とその後の時間経過により、風化又は劣化する可能性があり、最近の降雨強度の増加の影響も考えられることから、本事業の実施による地形改変後は、表層保護処置等の十分な処置や定時的な観測による維持管理等を確実に実施すること。

6 水環境について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺には、イワナ、ホトケドジョウ、ヤマメ等の溪流魚の

生息する貴重な清流が分布している。従って、本事業の実施に当たってこのような清流を損なうことのないよう、十全な対策を講じること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、郡山市内において阿武隈川本流に合流する谷田川の源流域に当たり、生活用水及び農業用水等として表流水、井戸水及び湧水の利用があることから、森林の伐開や土地の改変等を含む本事業の実施に伴う水質や水量等への影響を回避又は低減するよう十分な環境保全措置を講じるとともに、それらの影響の有無について、必要に応じて調査、予測及び評価を追加すること。

また、それらの影響が新たに明らかになった場合には、必要な環境保全措置を追加すること。

- (3) 浸出液については、通常有害物質をほとんど含んでいない場合でも、魚類を用いたバイオアッセイにおいては、主として含有塩化物イオン又はアンモニア性窒素に起因する有害性を示すことが多いため、塩化物イオンに加えてアンモニア性窒素についても、自主基準を追加設定し、その処理施設の維持管理を十全にすること。

なお、浸出水処理水（放流水）の塩分が下流域の水利用に及ぼす可能性のある影響について、調査、予測及び評価を追加し、計画施設の供用後、浸出水処理水（放流水）の放流先となる河川の放流点、その上流及び下流において、毎月1回確実に定期水質測定を実施し、その都度それらの結果を一般に公開すること。

また、集水ピットより浸出液調整池（調整槽）までの総延長350m程度の浸出液圧送管については、管理道路下に埋設する予定とされているが、維持管理に支障がないよう、地上に設置する等の工夫を検討すること。

- (4) 本事業の実施に伴う濁水や汚水の周辺河川等への直接流出は、防災調節池、土砂流出防止柵等の設置及び適切な維持管理等により確実に防ぐこと。

なお、防災調節池、土砂流出防止柵等の設計については、近年の雨量の状況を踏まえ、安全性を優先的に確保するよう検討を加えること。

- (5) 本事業の実施に伴い使用することが想定されている遮水シートについては、経時劣化する可能性があることから、その耐久性を踏まえ、計画供用期間終了後の未来も含め環境への影響回避についての十分な検討を追加し、その結果を評価書に具体的に記載すること。

7 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は現在自然豊かな山林であり、少なくない希少な動植物の生息が確認されていることから、必要に応じて専門家の助言を受けながら環境保全措置を追加し、本事業の実施に伴う野生生物の生活への影響を最大限低減すること。

なお、山地の森林については、地形等によって特有の自然植生が見られる場合もあるので、調査結果を踏まえて、開発可能な場所とそうでない場所を合理的に峻別すること。

また、溪流魚は浸出液処理水に含まれる塩化物イオンやアンモニア性窒素に対する感受性が高いため、スナヤツメについても含め計画施設供用開始後に事後調査を実施

し、対象事業実施区域及びその周辺に分布する清流の生物相に影響が出ていないことを確認すること。

(2) 本事業計画においては、土地の形質の相当大規模な変更と計画施設供用時の浸出液処理水の放流が予定されており、複数の湿地の消滅が想定され、谷筋への濁水の流入、旧来の山稜が持っている水源涵養機能が大きく低下する可能性等を否定できない。従って、本事業の実施に伴い生息環境に甚大な影響が生じることが考えられる重要な両生類、水生昆虫、植物等について、移植を含む環境保全措置の検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載するとともに、事後調査を実施すること。

(3) 本事業計画においては、山稜上の森林を相当大規模に伐開することが予定されているが、準備書の記載上予想される林縁効果について適正な対応がなされるように、具体的な検討を追加すること。

また、本事業の実施に伴い広範囲の森林が伐開され、林縁効果によって林内の一部の光照度や湿度（空中及び土壌中）が大きく変化する可能性があることから、キキョウを含む当該変化が予想される範囲に生息する野生生物について移植を含む環境保全措置の検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載するとともに、事後調査を実施すること。

8 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

宇津峰及び蓬田岳は、何れも多く多くの登山客が訪れる等、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場として重要であり、本事業の実施による景色の変化や関係車両の通行による交通混雑が生じる等の影響が懸念されるため、必要に応じて環境保全措置の追加を検討し、それらを十全に講じること。

9 廃棄物等について

(1) 本事業の実施に伴い発生する伐木、建設廃材、残土等については、発生の抑制と処理方法について、計画工作物の材質や耐久性を含めて検討を追加し、その結果を評価書に具体的に記載すること。

(2) 本事業計画において、想定している掘削土等の仮置きについては、その期間、管理方法、解消等の計画について、綿密に検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載すること。

(3) 計画施設が周辺環境に及ぼす影響を適切に評価するためには、確度のある埋立対象廃棄物の種類や比率を設定する必要があるため、これらの条件を可能な限り確定させた上で再評価し、その結果を評価書に具体的に記載すること。

なお、埋立対象廃棄物については、平成29年10月1日以降、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等などの廃棄物について新たな対応が必要になるため、これらの廃棄物の取扱いの有無も含めた計画とすること。

10 放射線の量について

(1) 本事業の実施に伴い発生する伐採木等に放射性セシウムが含まれている可能性があ

る場合には、その処理にあたって環境中にそれらの放射性物質が放散することのないように留意すること。

- (2) 受入対象廃棄物の放射性セシウム濃度は、受入廃棄物ごとに確認し、 $8,000\text{ Bq/kg}$ 以上のものは受け入れないようにすること。
- (3) 受入対象廃棄物が汚泥の場合には、水分濃度が高いものもあるため、浸出水と共に放射性セシウムが固着した土粒子等が移動することが考えられる。このため、浸出液貯留槽内に蓄積する汚泥については、放射性セシウム濃度を確認して、処理又は処分すること。
- (4) 鉱さいを受け入れる場合には、その種類によってはウラン、トリウム等の放射性物質が含まれる場合があるため、それらの濃度を確認し、鉱さい埋め立て後に放流水等を通じて、環境中にそれが移動しないように、十分に配慮すること。

1.1 温室効果ガスについて

温室効果ガスの予測及び評価については、最新の『温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver.4.3.1)』(平成29年7月 環境省・経済産業省)を踏まえ、メタンの地球温暖化係数「25」等を考慮し、予測及び評価の見直しを行うこと。

また、環境保全措置の実施による温室効果ガス削減効果について検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載すること。

1.2 文化財について

対象事業実施区域周辺には、闇沢A遺跡等の周知の埋蔵文化財の包蔵の該当があり、対象事業実施区域においても未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、事前に十分な表面観察検査及び関係機関との協議を含む必要な措置を講じること。

1.3 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係地域の道路整備が十分に進んでいないため、想定される利用道路の交通安全対策が十全になるよう、検討を加えること。
- (2) 計画施設の稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環境回復措置等については、遮水シートを含む埋設物が最終的に自然に委されることを想定していることを踏まえ、未来に影響が及ぶことのないよう綿密な検討を加え、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域の一部に農地が含まれており、農地法(昭和27年7月15日法律第229号)の手続きについては郡山市農業委員会(農林部農地課ではない)、又、対象事業実施区域に農業振興地域の農振農用地が含まれる場合は、郡山市農林部農業政策課との調整が必要となることに留意すること。
- (4) 本事業の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに必要に応じて関係機関と協議すること。